

文教厚生委員長報告

令和5年9月21日

今期定例会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案7件及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第91号 西都市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 令和5年度西都市一般会計予算補正（第5号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、民生費に障害児通所給付費、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「第2表、債務負担行為補正4,620万円、令和6年度から10年度までの5年間の児童館の指定管理料について、賛成の立場から意見・要望を申し上げたい。西都市児童館の設置及び管理に関する条例では、児童館が行う事業について、『(1)児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、子育て支援等を提供すること。』

『(2)子育てに対して不安や悩みを抱える者からの相談に応じるなど、子育て過程の支援を行うこと。』『(3)健全な遊びを通し、児童の集団的及び個別的指導を行うこと。』を規定している。児童館は、条例に規定されているように、子どものためにつくられた施設であるだけに、安定的に運営され、継続的に専門性を発揮できる職員が配置されることが大切であると考える。以上の立場から、今日の物価高騰や人件費増、働き方改革等を考

慮した指定管理料に見直されることを、賛成するにあたり強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 93 号 令和 5 年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第 2 号）についてであります。

本案は、保険給付費など総額 3 億 6,988 万 7 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「高い国保税負担を求めながら基金を増額する予算補正には、市民の命と健康、暮らしを守る立場から賛成できない。1 世帯当たり 6 万 3 千円、3 億円を超える基金を活用し、大幅な減税対策を強く要望しておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 95 号 令和 5 年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第 2 号）についてであります。

本案は、基金積立金など総額 1 億 9,985 万円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「過去最高となる 2 億 5,647 万円の基金を保有する予算補正には、高い保険料や利用料の負担軽減を求めてきた立場から賛成できない。多額の基金を活用するなど、誰もが安心できる介護保険制度の運営を強く要望しておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「款 4、基金積立金 1 億 1,609 万 5 千円の増額により、補正後の令和 5 年度末の介護給付費準備基金の見込額が 2 億 5,647 万 2,101 円と過去最高額となっている。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 2 年度及び 3 年度の繰越額が大幅に増えたことにより基金が増加したとのことであるが、当事業においては被保険

者である市民の負担もあることから、令和 6 年度からの介護保険事業見直しにおいては、被保険者の負担軽減や制度の充実強化など適切な基金運用が図られるよう要望する」との意見・要望がなされました。

次に、議案第 96 号 令和 5 年度西都児湯障害認定審査会特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、諸支出金など総額 67 万 8 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 97 号 令和 5 年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、諸支出金など総額 307 万 9 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 98 号 令和 5 年度西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、諸支出金に 4 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 4 号 西都児湯医療センターの医師確保に関する陳情であります。

本陳情は、西都児湯医療センターの常勤医師確保に向けて長田理事長、橋田市長、議会が一丸となって取り組むことを要望するものであります。

本陳情につきましては、ある委員より「本陳情は、陳情人が令和 5 年 6 月の第 2 回定例会に橋口登志郎議員を紹介議員として提出され不採択とな

った『請願第1号 西都児湯医療センターの医師確保に関する請願』と同様の内容で、請願が『西都市議会による医師確保に向けての宮崎大学医学部及び西都市西児湯医師会への働きかけを要望する。』となっていたところを、『長田理事長、橋田市長、議会が一丸となり、西都児湯医療センターの常勤医師確保に向け取り組むことを要望致します。』と変更されているが、これも前回の請願と同様に、医師確保の責任と権限は誰にあるのかを無視した陳情となっている。これまで橋田市長もたびたび答弁されているように、医療センターの医師確保は長田理事長に責任と権限があり、市長といえども理事長の医師確保の活動に最大の支援を行うという立場である。長田理事長、橋田市長、議会を同列に扱い、常勤医師確保の取り組みを求める本陳情は、議会の権能を越えた要望であり賛同できない、

また、ある委員より「本陳情については、次の理由から賛成できない。第1は、本陳情提出の趣旨は6月で不採択となった請願と全く同じであること、また陳情の趣旨において『令和5年3月末には前理事長が任期を残し辞任され、宮崎大学医学部より派遣されていた常勤及び非常勤医師が引き上げ、夜間急病センターにご尽力頂いていた西都市西児湯医師会が撤退し救急医療の危機に遭遇しています。』とか『西都児湯医療センターの不安定な状況・機能低下により、西都児湯医療圏の住民の安全安心な生活が損なわれています。』等と述べられているが、そのような事態を作り出した原因とその責任について全く書かれていないことである。第2は、陳情の願意の部分において『長田理事長、橋田市長、議会が一丸となり、常勤医師確保に向け取り組むこと』と、議会に理事長や市長と同じ立場での取り組みが求められていることである。このことは今議会において、橋田市長が『医師確保に対する任命権及び責任は、理事長にあると考えている。私も、設立団体の長としての責任があると考えている。』と答弁されたことから明らかなように、議会には医師確保の権限も責任もないと考えるからである。以上の理由により本陳情の採択には賛成できない。医療センターの医療体制の構築を図ることは、西都市政の最重要課題である。今日の事態こんにちを作り出したのは橋田市長であり、その責任を果たすためにも医療センター理事長と連携し、安定的な医師確保による医療センターの医療体制の構築

に全力をあげられることを強く求めたい」との反対討論がありました。

また、ある委員より「地方独立行政法人西都児湯医療センターは 2019 年から 2020 年の新病院建設の用地問題に端を発し、2020 年の理事長公募において市側と病院側の対立が決定的となり、本陳情に書かれている通り優秀な常勤の先生方が心ならずも退職された。この経緯は 2019 年 12 月 18 日の医療センター常勤の先生方の悲痛な話を聞いた当時の議員は周知のことと思う。それによって西都児湯二次医療圏内での緊急を伴う急性期の脳疾患や内科疾患が脆弱化ぜいじやくかしたのは本陳情に書かれている通りである。2019 年頃から議会における質問等でこの問題を多くの議員が取り上げた。私もそうである。それは医師不在により医療センターの存在価値ともいうべき急性期疾患に対する対応が難しくなった現状を苦慮し、それを何とかしようという思いからである。そして立つ位置は違えど、各議員それぞれの立場、考え方で質問を通じて意見や要望を申したものだと思う。私は議会としてできることはあると思う。行政と大学や医師会との関係性の修復を願った環境づくり、医師集めは理事長の仕事ならば、理事長がやりやすいような、またやる気が出るような市民の声を上げてもらう活動、そのような議員、議会が側面からサポートしていくこと、また特別委員会を設置し、議会はこの問題に対して真摯に向き合い、10 年後の西都児湯住民のために考え、決断し、働いている姿を見せること、それら市長、医療センター理事長と共に医師確保に向けて議会も頑張ってもらいたいという思いが本陳情に含まれた願意だと考える。どうか西都市が一丸となって救急医療の再構築に向かってほしいという市民の切なる願いの声を聞いて、そのためにやれることは皆で話し合いをしていく。市民の願いはそれである」との賛成討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員会条例第 17 条の規定に基づき、委員長の決するところにより、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。